

## 上下水道料金の納付猶予制度

令和2年4月1日現在

### ●上下水道料金

制度の名称	上下水道料金の納付猶予
支援の内容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少し、上下水道料金の納付が困難になったとき、申請により料金の納付を猶予します。</p> <p>○猶予期間 申請日から1年以内</p> <p>※猶予中の納付方法としては、期限を待っての一括納付、猶予期間中の分割納付等の方法があります。 詳細はご相談のうえで決定しますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。</p>
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少した上下水道の利用者
必要なもの	所得の減少理由を証明するもの(離職証明書、公的機関への事業廃止の届出書の写し、診断書等)又は所得が減少していることを確認できる書類(給与明細等)
申請の期限	申請の期限はありませんが、申請日からの猶予となりますので、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。
問い合わせ	土木水道課 上下水道庶務係 TEL : 0123-52-3152